第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、府や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

第1節 準備期(平時)

(1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、府や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー®を高めるとともに、国、府及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

-

⁸ 健康に関する医学的 科学的な知識 情報を入手 理解 活用する能力 (ヘルスリテラシー)の一環。

(2) 所要の対応

1-1. 平時における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

① 市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国、府及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、保健所や福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する情報提供・共有を行う。

≪福祉部、健康医療部(保健所)、こども未来部、教育委員会、関係部局≫

② 保健所は、大阪健康安全基盤研究所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。

≪健康医療部(保健所)≫

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国、府及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

≪広報戦略課、人権政策課、健康医療部(保健所)≫

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック(信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況)の問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、府及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

≪広報戦略課、市民協働部、健康医療部(保健所)、関係部局≫

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

≪広報戦略課、人権政策課、福祉部、健康医療部(保健所)、教育委員会≫

② 市は、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有が図れるよう、必要に応じて専門的知見を有する者等から助言等を得ながら、市民等への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。

≪広報戦略課、危機管理課、市民協働部、健康医療部(保健所)≫

③ 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。

≪広報戦略課、危機管理課、健康医療部(保健所)、関係部局≫

第2節 初動期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 市は、国や府から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

なお、患者情報等については、「大阪府・保健所設置市等感染症連携会議」等を通じて、公表 内容について協議の上、府で一元的に公表される。また、発生動向調査の結果については、大阪 府感染症情報センターで公表される。

≪健康医療部(保健所)≫

② 市は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する府の情報の公表に関し、当該情報に関する市民等の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、府の求めに対し必要な情報を提供する。また、市は、当該協力に必要があると認めるときは、府に対し個人情報の保護に留意の上、患者数及び患者の居住地域等の情報を求める。

③ 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて 専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活 用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、 ホームページ等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国 人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

《広報戦略課、人権政策課、福祉部、健康医療部(保健所)、教育委員会》

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

≪広報戦略課、危機管理課、健康医療部(保健所)、関係部局≫

② 市は、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

≪広報戦略課、危機管理課、健康医療部(保健所)、関係部局≫

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・ 誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・ 共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

≪広報戦略課、市民協働部、健康医療部(保健所)≫

第3節 対応期

(1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市 民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等 を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につ ながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、ホームページ等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、 行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、 視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有 を行う。

≪広報戦略課、人権政策課、福祉部、健康医療部(保健所)、教育委員会≫

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

≪広報戦略課、危機管理課、健康医療部(保健所)、関係部局≫

② 市は、国や府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

≪広報戦略課、危機管理課、健康医療部(保健所)、関係部局≫

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・ 誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・ 共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

≪広報戦略課、市民協働部、健康医療部(保健所)≫

3-4. リスク評価に基づく方針の状況提供・共有

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり 対応する。

3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、府が府民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて説明を行う。

≪危機管理課、人権政策課、健康医療部(保健所)≫

3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-4-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

≪危機管理課、健康医療部(保健所)≫

3-4-2-2. 子どもや高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

≪危機管理課、福祉部、健康医療部(保健所)、こども未来部、教育委員会≫

3-4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

≪広報戦略課、危機管理課、健康医療部(保健所)、関係部局≫

第5章 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機管理への対策に対応する準備のための時間を確保することが重要である。

府には関西国際空港、大阪港等があり、国外から空気感染、飛沫感染等を感染経路とする感染症が 侵入する可能性が高いことから、府等は、検疫所と連携した取組を進める。

市には大阪国際空港(伊丹空港)があり、近隣には関西国際空港や神戸空港もあることから、国外から空気感染、飛沫感染等を感染経路とする感染症が侵入する可能性が高いため、市は、国や近隣空港と連携した取組を進める。

第1節 準備期(平時)

(1)目的

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国において円滑かつ迅速な水際対策を講じられるよう、平時から水際対策に係る研修・訓練等により国との連携を図る。

(2) 所要の対応

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備

① 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者(航空機同乗者等)に対しての健康観察、疫学調査を行うこととなるため、市は、平時から府と検疫所との訓練や研修会に参加する等、連携を図る。

≪健康医療部(保健所)≫

② 府は、新型インフルエンザ等の発生に備え、検疫所長が行う医療機関への入院の委託等に関する体制の整備について、府における医療措置協定の締結状況を踏まえた上で、検疫所と協議するとしている。

市は、府と連携し情報把握を行う。

第2節 初動期

(1)目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提とし、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、府内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対する準備を行う時間を確保するため、検疫所が行う水際対策について、検疫所との連携を進める。

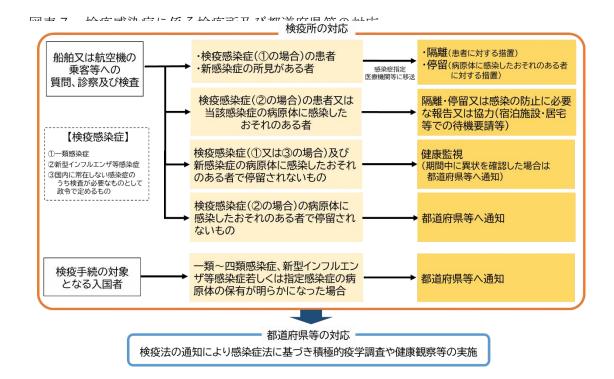
(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

① 市は、検疫手続きの対象となる入国者について、検疫所より、新型インフルエンザ等の病原体の保有が明らかになった旨の報告を受けた場合等には、検疫所と連携し、健康監視や積極的疫学調査等の感染症のまん延の防止のための必要な措置を講ずる。

≪健康医療部(保健所)≫

② 市は、国や府と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。



第3節 対応期

(1)目的

新たな病原体(変異株を含む。)の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、国が行う水際対策について、府と連携を進める。

(2) 所要の対応

3-1. 対応期の対応

① 市は、状況の変化を踏まえ、初動期の対応を継続する。

≪健康医療部(保健所)≫

② 市は、検疫所から新型インフルエンザ等の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、 検疫所と連携して、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。

第6章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、市は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、特措法に基づき、まん 延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速 に実施する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

なお、関西圏は、近隣の都道府県と生活圏・経済圏が一体であり、人の往来が多いことから、準備 期より関西広域連合等を通じ、近隣の都道府県と情報共有を進めるとともに、まん延防止対策を適宜、 連携して実施する。

第1節 準備期(平時)

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、国や府の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

① 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

≪危機管理課、健康医療部(保健所)、関係部局≫

② 市、学校、保健所、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、 感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこ と等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

≪福祉部、健康医療部(保健所)、こども未来部、教育委員会≫

- ③ 市は府と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態に おける緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフ ルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。 《危機管理課、健康医療部(保健所)、関係部局》
- ④ 市は、平時から職場における感染防止対策に必要な物品を備蓄する。≪危機管理課、健康医療部(保健所)、関係部局≫

第2節 初動期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策

① 市は、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応 (入院勧告・措置等) や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、 有症時の対応指導等)の確認を進める。また、検疫所等から新型インフルエンザ等に感染した疑い のある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国や府と連携し、これを有効に活用する。

≪健康医療部(保健所)≫

② 市は、市内におけるまん延に備え、豊中市保健所健康危機対処計画に基づく対応の準備を行う。 《危機管理課、健康医療部(保健所)》

第3節 対応期

(1)目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘 案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図 る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

市は、国や府、国立健康危機管理研究機構、大阪健康安全基盤研究所等による情報収集・分析やリスク評価及び国や府が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる⁹。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。 《危機管理課、健康医療部(保健所)》

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

市は、国や府と連携し、感染症法に基づき、患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)等の措置を行う。また、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

≪健康医療部(保健所)≫

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等

① 市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

≪関係部局≫

② 市は、国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、出国予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や感染対策に関する情報提供及び注意喚起を行う。

≪市民協働部、健康医療部(保健所)≫

⁹ 本節において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の要請以外は、特措法第36条第7項の規定に基づく府への要請又は当該要請等により府が講じるまん延防止対策に基づき市が実施する対策を想定している。

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。

市は、必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請について、府に対して要請する。

≪危機管理課、健康医療部(保健所)≫

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国や府、国立健康危機管理研究機構、大阪健康安全基盤研究所等が行う、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果及び国や府が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断する。

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る府への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

≪危機管理課、健康医療部(保健所)≫

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には上記の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止をめざす。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊 急事態措置適用に係る府への要請を検討する。

≪危機管理課、健康医療部(保健所)≫

3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、市は、基本的には 強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、府と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保す るとともに、府予防計画及び府医療計画に基づいた、医療機関の役割分担が適切に見直されるよ う、府と連携して対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、 更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適 用に係る府への要請を検討する。

≪危機管理課、健康医療部(保健所)≫

3-2-2-4. 子どもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、市は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

≪危機管理課、福祉部、健康医療部(保健所)、こども未来部、教育委員会≫

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行の準備を行う。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を更に勘案しつつ検討を行う。

≪危機管理課、健康医療部(保健所)≫

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

≪危機管理課、健康医療部(保健所)≫

3-3. まん延防止等重点措置又は緊急事態措置

① 市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づくリスク評価を踏まえ、まん延防 止等重点措置や緊急事態措置適用に係る府への要請を検討する。

≪危機管理課、健康医療部(保健所)≫

② 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市対策本部(法定設置)及び医療対策会議を 設置する¹⁰。市は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要が あると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

≪危機管理課、健康医療部(保健所)≫

 $^{^{10}}$ 市は、特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条の規定により府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止するとされている。